

安保関連法制へ対する運動と 築きあげる民主主義・自治 —地域市民社会の底力を生かす

島根県立大学名誉教授 井上 定彦

いのうえさだひこ…「再び戦争をさせない千葉県1000人委員会」呼び掛け人グループのひとり、千葉市在住 島根県立大学名誉教授

「民主主義って何だ」、「民主主義って、これだ!」。

昨年五月からの国会周辺の波状的に開かれた数万人規模の大集会と街頭行動の「声」。やはり民主主義は根づいている、いま新たな感覚をもつ世代を含む市民参加によってつくり出されている、という実感。これは、体験的には1960年の春、太平洋戦争に大きな責任のある岸首相（当時）が安保条約改定を国会審議と世論を無視し強行した採決に抗議する全国的な運動の高揚例しか思いだせない。このときも敗けはしたものの岸首相の退陣につながり、その後に政権党はかわらなくても保守・自民党が「非核三原則」「武器輸出禁止」（共に現在まさに明示的に切りくずされてきているが）、自衛隊の直接戦闘への参加の回避、すなわち戦後数十年にわたり「専守防衛」については（多くの国が参加したヴェトナム戦争を含めて）まもってきたこと。あるいは遅ればせながらも社会保障の整備、そして「河野談話」（1993年）、「村山談話」（1995年、自民党も閣議で賛成）にいたる常識的で穏健な路線をとってきたことにも反映されているといえると思う。

安保関連法制が国会をへてこの三月から施行されるとはいえ、運動は終わったわけではない。それどころか、いままた運動を継続してゆく意義はますます高まっている。そしてここにSEALDsなどの青年達の行動スタイル、新たな政治文化ともいえるような参加民主主義の胎動があるのはたのしいことだ。

法制度の存在は、国会の再議決がなければ変更できない。しかし、それをどう運用するかはそのときの社会の関わり方、関心のありように相当に大きく依存している。今回の安保関連法制は戦後日本の平和と民主主義にとって非常に大きな変更

であり、国民にとって大きな違和感、反発をよんだ。安倍政権は国会の論議の内容如何にかかわらず議員の議席の数でおしとうそうとする。首相官邸が全権を握れると考えているようだ。しかしながら、（第一次）安保改定後（1960年以降）の歴史的推移をみても、政治と社会の関係についての卓見、すなわち、社会（運動）が「主」であって、政治・政党は「客」であるという視点（湯浅誠氏）に筆者も賛成である。政権も政党も社会と市民の意識や行動をみながら動く。すでに派遣している南スーダンでのPKO活動での武器使用、キナクさをます南沙諸島紛争に対して、この三月に発効する法制度の乱用を防止しうるかどうかが、これも目前の課題である。だから、私達ひとりひとりの考え方とその日常적인見解の表明が、民主主義にもとづく統治（いまでは「立憲デモクラシー」という言葉に凝縮されつつあるが）としていかなければならない。それは社会（運動）の課題である。

■安保関連法制 成立後の課題と展望

昨年9月19日に一連の安保関連法制は国会「可決」とはなったが、これに反対する新たな社会運動はいまも波状的継続的に続けられ、おそらく当面はこの夏の参議院選挙に向けてもひきつがれてゆくだろう。来る5月3日の憲法記念日には、昨年の横浜の数万人集会を上回る規模での大集会も予定されている（有明の臨海公園）。千葉では、それに先立って、間近の2月27日(日)に「再び戦争をさせない千葉県1000人委員会」をはじめとする呼びかけでの集会が予定されている（千葉中央公園）。

問題の焦点は、この安保関連法制の強行にもあらわれている安倍政権の強権政治に立ちはだかる

ことである。政府は、この法制度については丁寧に審議し、国民に説明してきたという。会期を95日間も延長し、衆議院・参議院の委員会質疑は200時間前後の時間をかけたという。しかしながら、参議院審議の最終局面においても、各新聞の世論調査では、法案反対は6割以上、政府の説明不足との回答は8割を越え、当の安倍総理自身も「多くの国民の中で理解が広がっていない」（9月14日）とみとめていた。それにもかかわらず強行された。

一昨年7月に与党で閣議決定された「集団的自衛権行使の容認」に対して、全国でさまざまな「草の根」的な市民の反対運動がさまざまな名称、グループでもりあってきた。その最大の理由は、日本国憲法の三大柱の、基本的人権、民主主義そして平和主義という小学生でも知っているこの「平和主義」に抵触するような「集団的自衛権（つまり自国以外の防衛を越える事実上の海外派兵を可能とする）行使は憲法違反ではない」という無理筋の解釈、事実上の改憲という与党の強引な動きに対する反発である。

そして、それがいかなるプロセスでおこなわれてきたのかも、人々は気づきはじめている。民間人の活動までも（10年までの）刑罰を課せる特定秘密法。公共放送の長を安倍総理の友達に強引に任命する。代表的なマスコミと言論人に対して陰に陽に圧力をかけ黙らせる。民主主義を支える重要な柱である言論の自由への圧迫は執拗でかつつけないことだ。誠に強引なやり方で押し通そうとしている。また、集団自衛権を合憲とするこのような解釈をずっと否定しつづけてきた内閣法制局のトップを現政権に同調する者と入れかえてしまう。元最高裁長官も批判するような「解釈改憲」の動きに対して、全国の憲法学者をはじめ、日本弁護士連合会、法曹界が一斉にたちあがったのは自然のことであった。この数十年ぶりともいえる動きが全国都道府県に広がっている。従来のリベラル保守層、宗教界を含めた無数の集会、学習会、検討会が組織され、いまなお続けられている。東京では、総がかり行動実行委員会がよびかけた取組みが、殊に昨年5月3日の横浜集会を起点にひろがり、1万人以上の集会が12回、約43万人もの参加をえた。大江健三郎さん、瀬戸内寂聴さん、坂

本龍一さんをはじめ、このような大衆行動の場であまり記憶にない山口二郎さんのスピーチも印象的であった。これらの運動の広がりには、「総がかり行動」のホームページ、通信、ポスター、プラカード、新聞広告で伝えられ、それはカンパ約1億円にもとづくものだった。組織動員が中心ではなく、ひとりひとりの自発的行動、老若男女の参加が特徴的である。10月以降も定期的に集会は続けられている。運動のひろがりと共に、岡田・枝野指導部の民主党はさらに解釈改憲を廃案へという明確なメッセージを發し、国会議員、地方議員の立憲フォーラム、立憲ネットの活動は無所属、社民党を含めたものとなっている。全国の国公立大学を含む七十を越える大学にまたがって、今回の「解釈改憲」と「戦争ができる国」への法制への批判声明がだされ、行動が広がっているのも数十年ぶりのことのように思う。昨秋以降も、各地で設立されている「戦争をなくそう1000人委員会」「九条の会」をはじめさまざまな市民団体が、この春にかけて全国各地で、集会・行動を予定していることはさきにもふれた。

■「再び戦争をさせない 千葉県1000人委員会」の活動

千葉県においても、県央では、廣瀬理夫、糸久八重子両氏を代表とする「再び戦争をさせない千葉県1000人委員会」が発足（2014年9月10日、アピール採択）。これは、東京での「戦争をさせない1000人委員会」の呼び掛けにこたえたもので、「幅広い個人、団体、市民活動、平和フォーラムなどで構成」、政党主導ではなくむしろ政党が応援役に回ることなどを合意して進められることになった。賛同人はすでに340人を越えたが、弁護士グループ（廣瀬、植竹、錦織氏をはじめとす



る)が中軸となった呼び掛け人グループで行動が組織されつつある。発足後、いくつかの集会、月毎に定例化された駅頭行動で市民での呼び掛けを続けている。鎌田慧さんを招いた発会の日、6月の落合恵子さんを招いた「再び戦争をさせない県民集会」には600名近い参加をえた。7月の衆議院採決への抗議声明、9月19日の強行採決への抗議声明を公表。独自のノボリ旗と横断幕もつくられ、11月24日には千葉駅頭、12月22日には柏駅頭そして1月26日には市川駅頭での、「安保法制廃止」を訴え、廃止のための「2000万署名」への協力を呼び掛けた。

千葉県の運動の特徴としては、交通の便から東京の中央集会・行動への参加の方が容易なこと、県央の千葉市に集まるよりも、それぞれの居住している市を拠点として、「1000人委員会」「九条の会」「ママの会」関連など、独自の呼称をもった地域活動が展開されていることである。市川では「戦争はいやだ、市川市民の会」、流山の市民の会、松戸の会、船橋の会、柏の会、県南の館山の会、I女性会議、自治労の代表者(また教組、護憲原水禁千葉が事務局として共に)も「かなめ」の役を果たしてくれている。行動のかたちも、静かな抗議としての「スタンディング・オペレーション」、戦争法案に賛成した議員への抗議文送付、駅頭での署名・びらまき活動などさまざまである。ゆるやかな広がりには意味があるが、各地域での活動を相互に知り合う、またたとえば行動日をそろえるなどの連携行動も意義あることである。12月10日には、これら市民活動の代表相互の交流会も開催された。むろん、政党、議員の連携活動もあり、各駅頭での活動に個別に参加して訴えていただいているだけでなく、超党派の県議や市議でつくる「自治体議員立憲ネットワーク・千葉県」が、参議院特別委員会での安保法案の強行採決に抗議し、法案の白紙撤回を安倍首相に求める緊急声明を出している(9月18日づけの東京新聞、朝日新聞)。そこには、民主党、社民党、市民ネット、緑の党、無所属の議員44人が名前をつらねている。

■地域社会の自治力と民主主義

安保法制に対する運動に参加してみて、基本的

人権や民主主義、日本国憲法の意味、国家権力を制限し民主主義の統治能力を生かす意味で「立憲デモクラシー」について、改めて考えさせられた。千葉の各地域では、多くの市民団体、自治会、社会福祉協議会、「安心センター」、医療と介護関連で働く方々、保育と教育の現場での社会活動が、近年になく高まっているところも多い。孤独死や介護「難民」、地域での孤立、晩婚化で子どもにめぐまれないことの悩みの一方、児童虐待が頻発している。「無縁社会」と「無縁職場」がひろがり「社会的関係性の貧困」という「(第二の)近代の病い」が広がっている。人口減少と人間関係の貧困、過労とストレスからくる精神疾患などは、経済での社会格差拡大、働きながらもあまりにも貧困(「ワーキング・プア」という現実は深く相互に関連している。これに対する人々の自発的な動きが定年前後の中高年齢者を中心とした地域参加、運動としてひろがっている。人口急減によって社会の持続可能性が危うくなるうとしているとき、社会の「自己組織性」が作動しはじめていると理解することもできる。戦後民主主義は「基本的人権」の尊重を起点にしている、そのなかで育った世代は圧倒的に「ヘイト・スピーチ」に反発する。障害者の虐待に怒る。乱暴な政治運営に反発する。そして地域で、そして職場で「手の届く」ところから「声」をあげ、発言・行動する。児童をまもる活動、認知症の方を支えようとする人々、そのような自発的な社会活動に参加しはじめている多くの人々、これが地域での自治と地域ガバナンスの主役である。社会公共サービスにたずさわる人々は、ひとりひとりがその社会的責任の当事者である。幾千、幾万、何十万の普通の市民が事実上のソーシャル・ワーカーとして、地域コミュニティの新たな「絆」をつくりだすために活動しはじめている。そのような方々は強引さを増す安倍政治に批判的である。民主主義と社会ルールは市民社会の日常的倫理、生き方からつくりあげられてゆく。千葉のなかで、地道な普通の人々の日常活動を支援し、はげましてゆく社会文化・政治文化をますます広め高めたいと思う。

(参考)本誌、杉田敦論稿、広井良典『ポスト資本主義』、拙稿「より良き社会モデル再考―「持続可能な社会」を求めて」、同「不平等と貧困―日本社会の現在と民主主義の中心課題」)